

令和8年度岡崎市子ども食堂等運営費支援金交付要綱

(目的)

第1条 子ども食堂等又はフードバンクの経済的負担を軽減することにより、子ども等の居場所や食事の提供機会の安定的な確保を図るため、岡崎市子ども食堂等運営費支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付に関し、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(支援の対象)

第2条 別表1又は別表2の要件を満たし、基準日において市内で事業を実施している団体に対し、子ども食堂等又はフードバンクの運営費を支援する。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする団体（以下「支援事業者」という。）は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、支援金の申請に関する誓約書（様式第2号）及び定款会則を令和8年5月15日までに提出するものとする。ただし、申請は一団体につき1回限りとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書及び必要書類を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきと認めたときは交付を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた支援事業者が指定する銀行口座への入金をもって行うものとする。

3 第1項の審査又は現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、支援金不交付決定通知書（様式第3号）により支援事業者に通知するものとする。

(実績（見込み）報告書の提出)

第6条 支援事業者は、実績（見込み）報告書（様式第4号）を令和9年2月12日までに提出するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付をした場合において、支援事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の取下げがあったとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。

- (3) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
 - (4) 支援対象事業の実施に関して法令に違反したとき。
 - (5) 支援金交付申請書兼請求書と実績（見込み）報告書の開催頻度に差異が発生し、実績（見込み）報告書の開催頻度での交付額が交付決定された金額を下回るとき。
ただし、支援事業者の責に帰すべき事由がなく、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- 2 市長は、前項の規定により取消決定を受けた支援事業者に対して、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を請求することができる、交付決定取消通知兼返還請求書（様式第5号）により通知するものとする。

（調査）

第8条 市長は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた支援事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の申請に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 子ども食堂等

区分	基準日	対象要件	開催頻度	交付額
A	令和8年 4月1日	次のいずれも満たすこと。 (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、右欄開催頻度の実施見込みがあること。 (2) 食支援に当たっては、対面を基本とすること。ただし、対面での実施が困難な場合は、弁当配布等による開催も含むものとする。	月4回以上	400,000円
B			月2回以上	240,000円
C			月1回以上	80,000円

※開催が不定期となる場合は、対象要件の期間内において月平均開催数が各区分の開催頻度以上となること。

別表2 フードバンク

区分	基準日	対象要件	交付額
基本	令和8年 4月1日	次のすべての要件を満たすこと。 (1) 継続して寄附等が受けられる協力団体があり、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、月1回以上食料等の寄附の受け入れ又は提供見込みがあること。 (2) 食料等の提供に際して、恣意的な判断で提供を拒否する等公平性を欠く運営を行っていないこと。 (3) 市内に保管場所を有すること。	500,000円